

報告第 7 2 号

各種事務事業（環境対策関係）の取扱いについて

各種事務事業（環境対策関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 8 月 2 5 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

報告第 72 号	各種事務事業(環境対策関係)の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
<p>公害防止条例</p>	<p>観音寺市公害防止条例</p> <p>昭和47年4月2日条例第14号</p> <p>施行 昭和48年4月1日</p> <p>目的</p> <p>法令及び香川県公害防止条例に定めがあるものを除くほか、事業者及び市並びに市民の公害防止に関する責務を明らかにするとともに、公害防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること</p>			<p>【調整方針】</p> <p>公害防止条例については、観音寺市の例により統一する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>観音寺市公害防止条例</p> <p>目的</p> <p>法令及び香川県公害防止条例に定めがあるものを除くほか、事業者及び市並びに市民の公害防止に関する責務を明らかにするとともに、公害防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること</p> <p>内容</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 規制措置</p> <p>第3章 補則</p> <p>第4章 罰則</p> <p>附則</p>
<p>美しいまちづくり条例</p>	<p>観音寺市美しいまちづくり条例</p> <p>平成10年12月21日条例第23号</p> <p>施行 平成11年4月1日</p> <p>目的</p> <p>空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、市民等、事業者及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、快適な生活環境の保全及び資源の再利用の促進を図り、もってごみのない美しいまちづくりを推進すること</p>	<p>大野原町ごみ等の散乱防止及び環境美化に関する条例</p> <p>平成9年12月24日条例第4号</p> <p>施行 平成10年1月1日</p> <p>目的</p> <p>町民等、事業者、占有者等及び町が一体となつてごみ等の散乱を防止することにより、美しく快適な生活環境の保全に取り組み、すがすがしい街づくりの形成に資すること</p>		<p>【調整方針】</p> <p>美しいまちづくり条例については、合併時に再編統一する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>目的</p> <p>ごみ等の散乱を防止し、市民等、事業者及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、快適な生活環境の保全及び資源の再利用の促進を図り、もってごみのない美しいまちづくりを推進すること</p> <p>主な内容</p> <p>市、市民等、事業者、所有者等の責務 投棄、落書きの禁止、空き地の管理義務 他</p>